

司法試験合格者数の更なる減員を求めます !!!

2017年6月16日

これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会（司法を考える会）

司法試験短答式試験の結果発表（6月8日）について

6月8日、司法試験短答式試験の結果が発表されました。これによると今年は、受験者数5967人に対して、短答式試験の合格者数は3937人でした。昨年は、受験者数が6899人だったのに対し、短答式試験の合格者数は4621人でしたので、受験者数も短答式試験の合格者数も、今年は昨年の85%程度まで大幅に減少しました。そのため、昨年は1583人だった最終合格者数が、今年は何人になるかが大きな注目を集めています。

今も増え過ぎ続けている弁護士

現在、弁護士人口は約3万9000人を数えるに至っており、この10年間で約1.8倍に増えました。ところが、裁判事件数は逆に減少傾向を示しており、弁護士会等の相談件数も増えていません。この需給のアンバランスが、現在様々なひずみを生み出しています。

新人弁護士は、就職難に苦しめられています。その結果、従来の勤務弁護士制度が変容しつつあり、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）機能も弱体化するなど、国民に対し弁護士の質を保証するという点で大きな不安が生じています。そして、何よりも法曹志望者が激減し、有為で多様な人材が法曹界に参入しないという深刻な状況が生まれています。設立初年度に約4万人（推定値）を数えた法科大学院進学希望者数（適性試験受験者数）は年々減少を続け、昨年は3286人にまで落ち込んでいます。

こうした事態は、国民のための司法を確立するという視点からは、一刻も放置することが許されないものです。一昨年までは1800人程度だった司法試験合格者数が、昨年は1500人程度になりました。しかし、弁護士人口はまだ年間1000人程度の規模で増えており、弊害は拡大の一途をたどっています。今年、9月12日に予定されている合格発表で、更に合格者数が減らされるべきです。

2015年の政府・法曹養成制度改革推進会議決定

ところが、政府の法曹養成制度改革推進会議は、2015年6月30日、最低でも1500人程度の司法試験合格者数を維持し、更にその数を増やすことができるようにすることを目指すという趣旨の決定をしています。そのため、今年の司法試験合格者数も、昨年と同じく1500人程度が維持されるのではないかと観測もあります。

しかし、同決定は他方で、司法試験合格者数は「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」とも述べています。今年も1500人程度が合格すると、合格率は25%程度になり、昨年の合格率22.95%からかなり上昇します。今年の実験者が昨年より非常に優秀でない限り、合格者のレベルは相当程度下がってしまうこととなります。大学関係者の指摘によれば、ただでさえ合格レベルは著しく低下しているというのですから、これは重大な問題だと言わざるを得ません。

司法試験委員会は司法試験法第1条に基づき厳格な合否判断をするべき

司法試験法第1条は「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるとしています。司法試験委員会は、司法試験法第1条と前記政府決定の趣旨に従い、法曹として必要な「学識及びその応用能力」を有しているかどうかを厳格に判断して合否を決定するべきです。そうすれば、これまでよりも合格最低ラインを引き上げなければならなくなるはずで

当会は、弁護士の需給バランスを回復するという観点からも、これまで司法試験合格者数を1000人以下にするべきであると主張してきました。司法試験委員会が「1500人ありき」ではなく、厳格に合否判断を行えば、同じような結果になると思われま